

# 旧志免鉱業所豎坑櫓デジタルミュージアム化業務委託 仕様書

## 1 目的

志免町（以下「本町」という。）のシンボルともなっている「旧志免鉱業所豎坑櫓（以下「豎坑櫓」という。）」は、戦前から高度経済成長まで重要な役割を担っており、その関連施設とともに現存している。その意義や歴史、当時炭鉱で働いていた人達の想いや息遣いを感じ学ぶだけでなく、デジタル技術を活用し後世に継承していくためのコンテンツ等を作成し体験を提供することで、より多くの人に存在を周知し、町の歴史とともにその歴史的価値を広め、郷土愛を醸成したり、関係人口を創出したりすること等を目的とする。

## 2 件名

旧志免鉱業所豎坑櫓デジタルミュージアム化業務委託（以下「本件」という。）

## 3 期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 内容

本件においては、次の事項を実施するものとする。

### （1）体験型デジタルコンテンツ等の作成

前記1の目的を達成するため、ARやVR、CGといった各種デジタル技術を活用した体験型デジタルコンテンツ等を作成する。

### （2）体験型デジタルコンテンツ等を効果的に活用するための機器等の整備

（1）におけるデジタルコンテンツ等を効果的に活用するための機器等を整備する。なお、設置場所については、今後の可能性を含めて問わないが、前記1の目的を達成するための手法を提案すること。

### （3）その他

満足度をより高めるものであれば、その内容や手法での提案も可とし、詳細な内容については、町と受注者が協議の上、決定するものとする。また、前記1の目的を達成するため、来年度以降の将来的な展望とそれに係る概算経費を併せて提案すること。

## 5 成果品

本件においては、前記1の目的を達成するための提案により完成した成果品を本町に納入すること。

ア 前記4で作成したデジタルコンテンツ等の電子データを収録した電子媒体

イ 前記4で整備した機器等

ウ その他本件の実施においての成果品

## 6 その他留意事項

- (1) 本仕様書は、企画提案及び見積書を作成する上で考慮していただきたい最低限の要件を示すものであり、掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。
- (2) 契約書及び本仕様書のほか、関係法令等（本町の条例及び規則等を含む。）を遵守すること。
- (3) 受注決定後は、円滑に事務が進むよう、十分な実施体制と実施スケジュールで臨むこととし、本町担当者と連絡を密にし、常に連携がとれる窓口を設置すること。また、本件の目的を十分に理解の上、適正な人材を配置すること。
- (4) 本件の遂行に当たっては、個人情報の保護に関する法律を順守し、情報漏えいがないように十分注意すること。また、本件の遂行に当たり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。なお、本件が完了した後も同様とする。
- (5) 本件に必要な資料については、本町から借用し、返却するまでに破損、紛失及び漏えい等がないよう十分注意すること。
- (6) 本件において、発生した事故に対する一切の責任は受注者が負うものし、その状況を速やかに本町に報告すること。
- (7) 本件における全ての成果品に係る著作権、版権は本町に帰属するものとし、受注者は、本町の許可なく成果品を第三者に公表又は提供してはならない。
- (8) 成果品に誤りや不備があった場合は、たとえ完了後であっても、受注者の責任で速やかに無償で改善すること。
- (9) 本仕様書等に明示されていない事項や疑義が生じた場合は、その都度、町と受注者が協議の上、決定するものとする。